

町民の皆様へお詫びと報告

一昨年5月に元会計職員による公金横領事件が発覚し、町民の皆様にも多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことに、心からお詫び申し上げます。今回の行為は、全体の奉仕者である公務員として、絶対にあってはならない行為であります。

職員一人ひとりが今回の不祥事を組織として未然に防止できなかったことを深く心に刻むとともに、町政は町民の皆様の信頼のもとにあるのだという原点に立ち返り、組織としての責務について強く自覚することはもちろんのこと、職員自らの行動が公金全体に対する信頼に大きな影響を及ぼすことを深く認識し、常に自らを厳しく律しなければなりません。

特に管理監督の立場にある者は、率先してその範を示すとともに、所属職員に対して的確な指導・監督を行い、常に職務の執行方法や事務処理過程についてチェックし、その改善・防止策を構築する責務を担うものであります。

私は、今回の不祥事を厳粛に受け止め、町政を預かる最高責任者として、町政に対する信頼を大きく失墜させたことは誠に申し訳なく、お詫び申し上げます。

今後、二度とこのような不祥事を起さないため、また一日も早く町民の皆様の信頼を取り戻せるよう再発防止に向けて、「公金収納と公印使用の管理・適正化にかかる改善方策」をまとめましたので、事件の概要と合わせてご報告いたします。

平成22年2月19日

鞍手町長 柴田好輝

事件の概要

本横領事件は、平成20年4月の人事異動をきっかけとして、公金に不明金の存在が明らかとなったものです。平成20年5月下旬、職員が加入している団体生命保険事務取扱手数料に不明金の存在が判明したため、平成20年5月26日、梶原康幸元会計収納対策課職員（以下、元職員という）を問いただすと、本人が横領を認めたことにより発覚したものです。

町では直ちに庁内に「元職員の公金横領調査委員会」を設置して、さらに本人を追及すると、特定目的基金の横領を告白し、一部その事実を確認したため、同28日、元職員を懲戒免職処分にするとともに直方警察署に通報しました。

以後、調査委員会において、横領を立証するため、職員による専従の特別調査班を編成。また、警察や弁護士から全面的な協力を得ながら事件の全容解明に向け調査を行ってきたところです。町議会においても、6

月11日「公金横領に関する調査特別委員会」が設置され、関係者から証人喚問を行うなど23回に及ぶ調査が行われ、平成21年12月16日、最終調査報告書がまとまったところです。

こうした調査を行う中で、職員等の源泉所得税や住民税等新たな横領も判明したことから、横領は、町の公金が5種類、金額で約二億五千七百万円となり、税の加算税等を含めると被害総額は二億六千二百万円を超えることになりました。

しかしながら、全容解明については、横領が長期間にわたること、その手口が巧妙、複雑であることから、その立証は困難を極め、平成21年8月5日、直方警察署に一部の基金について業務上横領罪で告訴するまでに1年2か月間を費やし、平成21年11月19日に元職員が逮捕され、同年12月10日起訴されるに至りました。

この間、町の対応として、平成20年8月、職員等の源泉所得税、住民税及び臨時職員等の社会保険料の横領額について、町の被害額を最小限にと

どめるため、税務署及び関係市町に対し、町の予算財源で補てん納付、未納を解消しています。また、地方自治法の規定に基づき元職員、元収入役及び元会計管理者の賠償責任に関し損害賠償命令を行い、元収入役及び元会計管理者から延滞利息を含む請求額の全額が支払われています。

また、本事件の発覚後、直ちに再発防止策を講じるため、公金管理の方法や点検が甘かった歳入歳出外現金の管理方法などを細かく定めるなど、予算の執行に関し、二重三重のチェックを行う体制に改めました。

公金横領の手口

横領の手口は、その会計業務は出納員である自分が行うものとして、取り扱った事務を一人で担当していました。この事務の執行方法を悪用し、基金等の横領や穴埋めを繰り返していました。

●特定目的基金

郵便局に貯金していた定額郵便貯金を預け替えるように装って解約していたり、金融機関に預金

(単位:円)

◆公金の種類及び横領(被害)額

区分	横領額	加算金等	被害額
1 特定目的基金	170,996,280		170,996,280
2 団体生命保険事務取扱手数料	13,000,000		13,000,000
3 源泉所得税	63,465,558	4,465,100	67,930,658
4 市町県民税(住民税)	6,574,900	859,800	7,434,700
5 社会保険料	3,200,000		3,200,000
計	257,236,738	5,324,900	262,561,638

※特定目的基金の170,996,280円のうち96,280円は定額郵便貯金の解約利子

※所得税の加算金等は「不納付加算税」「延滞税」の合計額

※市町県民税の加算金等は「過少申告加算金」「延滞金」の合計額

している定期預金等を解約して横領したものです。預貯金を解約する際は、定期証書等に無断で収入役の受領印(公印)を押印し解約しました。解約後は、町の公金口座の一つである「歳入歳出外現金口座(以下、歳計外口座という)」に移し替えたうえで、他の支払いに紛れ込ませたり上乗

せして引き出し横領。また、郵便局の定額郵便貯金を現金で横領してしました。

●団体生命保険事務取扱手数料

職員が加入している団体生命保険の保険料は職員の毎月の給料から引き去り、一旦、「歳計外口座」に振り込み、その後、町の収入となる手数料分をあらかじめ控除した額を保険会社等に支払うことになっていきます。

このため、「歳計外口座」に事務取扱手数料が残ることになります。これは、町の歳計現金として会計に歳入処理をしなければなりません。元職員は「歳計外口座」に残ったこの手数料を他の支払いの際に上乘せし、引き出すなどして横領していきました。

●源泉所得税

職員や臨時職員等の給与や退職手当に係る所得税は、町が源泉徴収義務者となり給与等から引き去り、一括して納付書を作成し翌月の10日までに直方税務署に納めることになっていきます。

元職員は徴収した税額より過少の額の納付書を

作成して納め、その差額は「歳計外口座」に残し、他の支払いの際に上乘せし引き出すなどして横領していきました。

●市町県民税（住民税）

職員の退職に伴う退職手当金に係る市町県民税は分離課税され、退職金から引き去り、「歳計外口座」を経由して関係市町に納付することになっていきます。

元職員は本来の税額よりも過少の税額で申告納税し、その差額は「歳計外口座」に残し、他の支払いの際に上乘せし引き出すなどして横領していきました。

●社会保険料

町の臨時職員等の社会保険料は、給与等から引き去り、「歳計外口座」を経由して、福岡銀行の社会保険料の支払い専用口座に振り込み、社会保険事務所から自動的に引き落とされることになっていきます。

元職員は、自動引き落としの期日が引き去りした月の翌月末であることを悪用して、この専用口座に社会保険料の一部しか振り込まず、差額を「歳計外口座」に残し、他の

支払いの際に上乘せし引き出すなどして横領していきました。

告訴

告訴の内容

元職員は収入役の命により、特定目的基金の財産である定額郵便貯金を業務上保管する立場にありましたが、特定目的基金から合計一億五千九十九万六千二百八十円を横領したとして平成21年8月5日業務上横領罪で直方警察署に告訴されました。

告訴事実（一）

元職員は平成10年頃減債基金四千万円、鞍手町職員退職手当基金三千万円、公共施設改築事業引当基金三千万円の合計一億円を横領していきました。その発覚を免れるため、別の基金の財産である定額郵便貯金を解約して横領金を補てんしようとして、平成15年5月頃収入役に無断で定額郵便貯金を解約して、その解約金一億四万三千三百円を受領して業務上横領したというものです。

告訴事実（二）

元職員はギャンブルの

資金や借金返済の資金にするため、平成15年10月頃から平成16年9月頃までの間に基金の財産である定額郵便貯金を収入役に無断で解約し、その解約金合計五千九十五万二千九百八十円を業務上横領したというものです。

責任の所在・損害賠償等

本事件による現時点での町の被害額は、二億六千二百五十六万一千六百三十八円です。

この被害額について、地方自治法において、支出等の権限を持つ会計職員は損害賠償しなければならぬという特別責任が課せられています。このため、平成20年8月18日、町長は町の監査委員に対して、事件の事実関係の確認、会計職員等の町に対する賠償責任の有無及びその賠償額の決定について監査を求めました。

その監査結果を受けて、平成21年6月5日、元職員及び元職員に対する監督義務のあった元収入役と元会計管理者の3名（時効により賠償責任が消滅している職員は除

かれる）に時効消滅分を除いて損害賠償命令を行いました。

●会計職員

元職員が収入役室及び会計収納対策課に在籍していた13年間には、賠償責任が時効により免じられる職員がいます。これは、地方自治法に「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する」と定められており、損害賠償責任のある職員は3名となり、時効分を除いた横領額の損害賠償の請求を行いました。

元収入役には被害額の3割とその延滞利息を合わせて千五百二十二万一千七百九十五円を請求し、元会計管理者には被害額の1割とその延滞利息を合わせて二百六十六万四千九百四十二円を請求しその全額が支払われています。

元職員には一億二千八百三十七万五千四百九十三円の損害賠償を請求しましたが、そのうち七十八万三千円の支払いのみ

です。

他の会計職員には、元職員に対する監督義務は存在しないため、地方自治法上の賠償責任を負わないものとされています。

●その他の職員

現町長と副町長は職員の管理監督の責任を負うものとして、平成20年10月から平成21年3月まで町長は給料の10%、副町長は給料の7%減額、平成20年12月期の期末手当を50%減額しました。

また、2名の監査委員より監査において横領を防止できなかった道義的責任から平成21年度の報酬の50%減額の申し出を受け、町長は減額を行いました。

公判

平成22年2月2日、本事件について元職員の初公判が行われ、司法の場に持ち込まれました。今後は、裁判によつてすべての事柄が明らかになると考えられます。